

定 款

株 式 会 社 グ リ ー ン ズ

基-01 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社グリーンズと称し、英文では、GREENS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ホテル・旅館の経営
- (2) 貸会場・レストラン・喫茶店ならびにバー・パブの経営
- (3) 総合リース業
- (4) 画廊の経営
- (5) 遊技場の経営
- (6) カルチャーセンターの経営
- (7) 広告宣伝業
- (8) 旅行代理店業
- (9) 不動産の賃貸・管理・保有ならびに運用
- (10) 労働者派遣業
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を三重県四日市市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数等)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は6,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は500株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、普通株式について100株、A種優先株式について1株、B種優先株式について1株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2. 前項の規定に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第 11 条の2 当会社は、第 42 条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、第 11 条の 19 に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4. 0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含

む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。
3. 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。
(A種期中優先配当金)

第11条の3 当会社は、第43条または第43条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「A種期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「A種期中配当」という。)をするときは、A種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該A種期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該A種期中配当基準日がA種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日)(同日を含む。)から当該A種期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該A種期中配当基準日の属する事業年度において、当該A種期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該A種期中配当基準日から当該A種期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該A種期中配当基準日に係るA種期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の4 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額(ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「解散前支払済A種優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済A種優先配当金

が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。

2. A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「A種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、A種償還請求がなされた日を「A種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、A種償還請求日においてA種償還請求が行われたA種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、A種償還請求日における分配可能額を超える場合には、A種償還請求が行われたA種優先株式および取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がA種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式およびB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、A種償還請求が行われなかったものとみなす。

2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、A種基本償還価額から、A種控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額を計算し、その合計額をA種基本償還価額から控除する。

(A種基本償還価額算式)

A種基本償還価額

$$= 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

A種優先株式に係る払込期日(同日を含む。)からA種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1+0.04)$ 」の指数を表す。

(A種控除価額算式)

$$\text{A種控除価額} = \text{償還請求前支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済A種優先配当金」とは、A種優先株式に係る払込期日以降に支払われたA種優先配当金(A種償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済A種優先配当金の支払日(同日を含む。)からA種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.04)$ 」の指数を表す。

3. 本条第1項に基づくA種償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。

三重県四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ5階

株式会社グリーンズ

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「A種強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるA種基本償還価額相当額から、A種控除価額相当額を控除した金額(ただし、A種基本償還価額相当額およびA種控除価額相当額は、A種基本償還価額算式およびA種控除価額算式における「A種償還請求日」を「A種強制償還日」と、「償還請求前支払済A種優先配当金」を「強制償還前支払済A種優先配当金」(A種強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(A種強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済A種優先配当金のそれぞれにつきA種控除価額相当額を計算し、その合計額をA種基本償還価額相当額から控除する。

(議決権)

第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合または分割等)

第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(種類株主総会への準用)

第11条の9 第11条(基準日に係る規定)および第3章の規定(株主総会に係る規定)は、A種種類株主総会について準用する。

第2章の3 B種優先株式

(B種優先配当金)

第11条の10 当社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。)に対し、第11条の19に定める支払

順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「B種優先配当金額」という。))を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払B種優先配当金」という。))は翌事業年度以降に累積する。

3. 当社は、B種優先株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

(B種期中優先配当金)

第11条の11 当社は、第43条または第43条の2の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「B種期中配当基準日」という。))とする剰余金の配当(以下「B種期中配当」という。))をするときは、B種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該B種期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該B種期中配当基準日がB種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日)(同日を含む。))から当該B種期中配当基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。))の金銭による剰余金の配当(以下「B種期中優先配当金」という。))を支払う。ただし、当該B種期中配当基準日の属する事業年度において、当該B種期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該B種期中配当基準日から当該B種期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該B種期中配当基準日に係るB種期中配当を行うことを要しない。

(残余財産の分配)

第11条の12 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、次条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、B種控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額およびB種控

除価額相当額は、B種基本償還価額算式およびB種控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつきB種控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。

2. B種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

第 11 条の 13 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種優先株式および取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種優先株式およびA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。

2. B種優先株式1株当たりの取得価額は、B種基本償還価額から、B種控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつきB種控除価額を計算し、その合計額をB種基本償還価額から控除する。

(B種基本償還価額算式)

B種基本償還価額

$$=1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

B種優先株式に係る払込期日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m 年と n 日」とし、「 $m + n/365$ 」は「 $(1 + 0.04)$ 」の指数を表す。

(B種控除価額算式)

$$\text{B種控除価額} = \text{償還請求前支払済B種優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

「償還請求前支払済B種優先配当金」とは、B種優先株式に係る払込期日以降に支払われたB種優先配当金(B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。

償還請求前支払済B種優先配当金の支払日(同日を含む。)からB種償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x 年と y 日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.04)$ 」の指数を表す。

3. 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。

三重県四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ5階

株式会社グリーンズ

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の14 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「B種強制償還日」という。)の到来をもって、B種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。B種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的方法による。B種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定めるB種基本償還価額相当額から、B種控除価額相当額を控除した金額(ただし、B種基本償還価額相当額およびB種控除価額相当額は、B種基本償還価額算式およびB種控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支払済B種優先配当金」(B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金(B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつきB種控除価額相当額を計算し、その合計額をB種基本償還価額相当額から控除する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の15 B種優先株主は、いつでも、当社に対して、その保有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該B種優先株主に対し、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、次の算式に従って算出される数の当社の普通株式を交付するものとする。

B種優先株主が取得の請求をした

B種優先株式の払込金額の総額

取得と引換えに交付すべき普通株式の数 = $\frac{\text{B種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

2. 取得価額は、当初、504 円とする。
3. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

4. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

5. 調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & & \text{（発行済普通株式の} \\ \text{取得価} & \text{取得前} & \text{数－当会社が保有す} \\ \text{額} & = & \text{る普通株式の数）} \\ & \times & \frac{\text{新たに発行する} \quad \times \quad \text{1株あたり払} \\ & & \text{普通株式の数} \quad \text{込金額} \\ & & \text{調整前取得価額} \\ & & \text{（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）＋新たに} \\ & & \text{発行する普通株式の数} \end{array}$$

6. 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株

式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本項において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

7. 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
8. 第3項ないし前項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - (1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (2) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。))の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
9. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
10. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(議決権)

第 11 条の 16 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合または分割等)

第 11 条の 17 法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。B種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(種類株主総会への準用)

第 11 条の 18 第 11 条(基準日に係る規定)および第3章の規定(株主総会に係る規定)は、B種種類株主総会について準用する。

第2章の4 優先順位

(優先順位)

第 11 条の 19 A種優先株式の優先配当金(A種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。)、B種優先株式の優先配当金(B種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。)ならびにその他の種類の株式の株主および登録株式質権者(普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。))および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の優先配当金およびB種優先株式の優先配当金を第1順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式の株主および登録株式質権者(普通株主および普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第2順位とする。

2. A種優先株主等、B種優先株主等およびその他の種類の株式を有する株主(普通株主等を含むがこれに限られない。)に対する残余財産の分配の支払順位は、A種優先株主等およびB種優先株主等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式を有する株主(普通株主等を含むがこれに限られない。)に対する残余財産の分配を第2順位とする。

3. 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役会の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の監査等委員の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同上第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第27条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議により、社長1名を選定し、必要に応じて会長、相談役、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
3. 社長は、当会社を代表する。
4. 社長のほか取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(業務執行)

第 28 条 社長は、当会社の業務を統括し、会長、相談役、専務取締役または常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(期末配当金)

第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。

(中間配当金)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(期中配当金)

第 43 条の2 当社は、前2条のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当(以下「期中配当金」という。)を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金、中間配当金および期中配当金には利息をつけない。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 平成28年3月28日開催の臨時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同臨時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

1964年 1月 8日 設立
1981年 7月 7日 改定
1987年 6月30日 改定
1987年10月27日 改定
1988年 6月17日 改定
1990年 8月30日 改定
1991年 2月 2日 改定
1992年 4月15日 改定
1995年 8月29日 改定
1996年 8月30日 改定
2002年 9月27日 改定
2003年 9月29日 改定
2005年 9月27日 改定
2006年 9月29日(会社法施行)改定
2012年 9月28日 改定
2014年 9月25日 改定
2015年 9月25日 改定
2016年 3月28日 改定
2016年12月15日 改定
2021年 9月27日 改定
2022年 9月29日 改定

以上